

(5) ナノ材料を取り扱う際にはどのような保護具等を使用すれば良いでしょうか

作成 2015.9.1 / 改定 2022.1.11

「1. 国内規制」「2. 国内指針等」「3. 標準類」「4. その他の情報」の各観点に分けて回答いたします。

■回答

1. 国内規制

粉体を取り扱う際の保護具の使用に関し、ナノ材料としての規制はありませんが、以下に示す国内指針等に従い、必要に応じて保護具を使用する事を推奨致します。

2. 国内指針等

ナノ材料に対する曝露を防ぐ基本的な考え及び保護具については、平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省通達である基発第 0331013 号「ナノマテリアルに対するばく露防止などのための予防的対応について」があります。

これに加えて、現行の法令規制、並びに以下の関連 JIS 規格等を参考にして下さい。

3. 標準類 (ISO,OECD,JIS 等)<sup>2)</sup>

保護具	規格番号	規格名
呼吸用関係	JIS T 8151:2005	防じんマスク
	JIS T 8153:2002	送気マスク
	JIS T 8155:1994	空気呼吸器
	JIS T 8157:2009	電動ファン付き呼吸用保護具
	JIS T 8150:2006	呼吸用保護具の選択使用及び保守管理方法
	JIS T 8159:2006	呼吸用保護具の漏れ率試験方法
防護服関係	JIS T 8115:2005	化学防護服-分類、表示及び性能要求事項
	JIS T 8118:2001	静電気帯電防止作業服
	JIS T 8124-1:2008	固体粉じんに対する防護服-第 1 部
めがね、手袋、長靴など	JIS T 8147:2003	保護めがね
	JIS T 8116:2005	化学防護手袋
	JIS T 8117:2005	化学防護長靴

4. その他の情報

ナノ材料を取り扱う際には、まず作業場の環境管理が必要です。その上で、作業条件や作業内容に応じて有効な個人用保護具（呼吸用保護具、保護衣、保護めがね、保護手袋）を選定し、適切に使用、管理、保管、廃棄する事が必要となります。<sup>2)</sup>

■出典等

- 1) 厚生労働省通達：基発第 0331013 号「ナノマテリアルに対するばく露防止などのための予防的対応について」平成 21 年 3 月 31 日  
[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/nano/files/Notification\\_0331013.pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/nano/files/Notification_0331013.pdf)
- 2) 日本粉体工業技術協会 [編]「ナノ粒子安全性ハンドブック」2012 年 9 月 28 日（日刊工業新聞社）  
<https://appie.or.jp/%E6%9C%AA%E5%88%86%E9%A1%9E/book/%E3%83%8A%E3%83%8E%E7%B2%92%E5%AD%90%E5%AE%89%E5%85%A8%E6%80%A7%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF/>